農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出に係る提出書類

１　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書

・　様式は、別紙のとおりです。

・　提出部数は、正副２部です。

・　副本は、受理通知書に添付してお返しいたします。

・　（別紙１）及び（別紙２）は、１枚目に記入しきれない場合に使用するものですので、１枚目に書き切れる場合は不要です。

**※　筆の一部の所有権移転の場合は、分筆登記完了後でなければ受け付けられませんので、ご注意ください。**

２　添付書類

つぎのうち、 (1)～(4)は必須、(5)以降は必要があるもののみ添付してください。部数は１部です。

⑴　土地の全部事項証明書

・　原本で、届出日前３か月以内のものを提出してください。

・　筆の一部の所有権移転の場合は、分筆後のものを提出してください。

⑵　公図

・　原本又は写しで、届出日前３か月以内のものを提出してください。

・　写しの場合は、登記官印が押印されている原本の写しを提出してください。

・　筆の一部の所有権移転の場合は、分筆後のものを提出してください。

⑶　位置図

・　1万分の1等の地図に届出地を表示したものを提出してください。

・　縮尺は違っても構いませんし、パソコン等から印刷したものでも構いません。

⑷　案内図

・　明細地図の写し等に届出地を表示したものを提出してください。

・　パソコン等から明細地図程度の縮尺で印刷したものでも構いません。

⑸　委任状

・　代理人が手続きを行う場合、譲受人及び譲渡人双方の委任状を提出してください。

・　両者１枚ずつの委任状でも、１枚の委任状に連名でも、どちらでも構いません。

・　⑾の書類を提出する場合は、譲受人の委任状のみ提出してください。

・　様式はありません。任意で作成してください。

⑹　住民票

・　譲渡人が個人の場合で、譲渡人の現住所が全部事項証明書の住所と違う場合に提出してください。

・　住民票の前住所が全部事項証明書の住所と違う場合（２回以上転居している場合）は、全部事項証明書の住所から現住所までの転居の状況がわかる戸籍の附票等を併せて提出してください。

⑺　法人の登記事項証明書

・　譲渡人が法人の場合で、法人の名称や本店の所在地等が土地の全部事項証明書と違う場合に提出してください。

⑻　住居表示変更証明書

・　住居表示に関する法律に基づく住居表示の実施等により、譲渡人の現住所が全部事項証明書の住所と違う場合に提出してください。

⑼　官報、裁判所の通知、登記事項証明書等の写し

・　破産管財人又は財産管理人が選任されている場合、官報又は裁判所からの通知等の写しを提出してください。

・　青年後見人が選任されている場合、登記事項証明書等の写しを提出してください。

⑽　譲受人単独による届出を証する書類

・　競売や公売における落札、遺贈、調停の成立等、農地法施行規則第５０条第１項ただし書及び第１０条第１項各号のいずれかに該当することにより、譲受人が単独で届出を行う場合は、該当することを証する証明書や通知書等の写しを提出してください。

⑾　　相続による権利移転の登記が完了していない場合は、戸籍謄本その他で真正な権利者であることが確認でき

る書類